

第五十八回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第二十二号

昭和四十三年四月十八日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大竹 太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 鍛冶 良作君

理事 瀬戸山三男君

理事 千葉 三郎君

理事 中村 梅吉君

理事 馬場 元治君

理事 山田 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 猪俣 浩三君

理事 佐藤 孝行君

理事 田中 角榮君

理事 中馬 辰猪君

理事 葉梨 信行君

理事 成田 知巳君

理事 進藤 一馬君

出席政府委員

法務政務次官 進藤 一馬君

委員外の出席者

法務省刑事局長 伊藤 栄樹君

法務省刑務所事務 佐藤 千速君

最高裁判所事務 佐藤 千速君

総局刑事局長 佐藤 千速君

専門員 福山 忠義君

四月十八日

委員綱島正興君、山手満男君及び鈴切康雄君辞任につき、その補欠として葉梨信行君、佐藤孝行君及び山田太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐藤孝行君及び葉梨信行君辞任につき、その補欠として山手満男君及び綱島正興君が議長指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第九三号)

○永田委員長 これより会議を開きます。内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 刑事補償法の改正は補償金額の引き上げにあるわけであり、提案理由の説明を見ますと、「最近における経済事情等にかんがみ」云々と、こうなっておりますのでありますが、具体的にこの数字を見ますと、「四百円以上千円以下」を「六百円以上千三百円以下」というふうに変更し、また「百円」を「三百円」に死刑の場合においては改正するわけであり、これをこまかく見ますと、四百円を六百円ですから、これは五〇%引き上げている、千円を千三百円にしておるとは、これは三〇%だけ引き上げている、百万円を三百万円ということになると、これは三倍に引き上げているというわけでありまして、それぞれこれも経済的事情、主として物価の上昇その他を言っておるのだからと思っておりますけれども、こういうように、それぞれの金額を具体的に見ますと、相当差がある、はなはだしい差があると言つてもよろしいと思つておりますが、これらについて何か具体的な根拠があったら、御説明をいただきたいと思つております。

○伊藤説明員 御承知のように、刑事補償におきまして、死刑の場合を知りかたりにいたしました。抑留、拘禁に対する補償をまず申し上げますと、現行では昭和三十九年以來、一日四百円以上千円以下ということにされておるわけでございます。これは昭和三十九年の改正によりまして、それまで二百円以上四百円以下とされておりましたものをこのように改めたいと思つております。当時のいきさつを見ますと、本法が制定されました昭和二十五年当時と比べて、昭和三十九年におきましては、賃金、物価の平均が約

二倍になっておつた。それからまた、そもそもこの法律ができてきたときに、基準日額を決定します際に、参考資料の一つとなりまして刑事訴訟におきまして、現行の四百円から千円という線が出てきたものでございます。ところで、一体刑事補償をいたします場合の基準日額というものは、必ずしも経済事情の変動に応じて引き上げなければならぬというものではないと思つております。しかしながら、何と申ししても金額に見積もつて補償するわけでございまして、その後の経済の変動等を見ますと、この際たまたま申し上げました四百円ないし千円という額を引き上げて、いわゆる冤罪者に対する補償の改善をはかる必要があらうということ、この改正案をお願いすることになつたわけでございまして、試みに昭和三十九年、前回の改正以後におきます賃金あるいは物価の変動を見てみますと、お手元に差し上げておきます参考資料、表題が「刑事補償法の一部改正に関する参考資料」でございますが、それを開いていただきますと第一表にございまして、まず賃金について見ますと、昭和三十九年を一〇〇としたしまして、それぞれこの表にございまして一三・六、二、一三・七というふうな数値が出てまいります。さらに物価指数を見ますと、やはりここにございまして、それぞれ一〇五・一、一六・九、一一〇・八、こんな数字が出てまいります。そこで、その下のワクの中に記載いたしましたように、賃金の平均指数、それと物価の平均指数を加えまして、これを二で割ります。そういう操作をいたしてみますと、一二・二・五という数値が出てくるわけでございまして、すなわち一般的に申しまして、経済変動の推移は三十九年を一〇〇といたしまして、昭和四十二年、昨年までの資料によりまして、一二・二・五になっておるとい

ふうなことが感得できるわけでございまして。これを勘案いたしますと、この際経済変動等をも考慮して補償日額を改めるとすれば、一応千三百円が相当ではないかということが、まず考えられたわけでございまして、このように上限を引き上げますに伴いまして、下限も引き上げる必要があるというところでございまして、ただいま御説明申し上げたようにして出ました千三百円という数字を見ますと、いわゆる千円に対して三割増しという形になるわけでございまして、そこで試みに下限でございまして四百円を三割増しにいたしました。計算上五百二十円ということになる。しかしながら、五百二十円以上千三百円以下というふうな法律の定め方というものがたいへん常識的でないと思つております。それらを達観いたしまして、ただいま提出いたしました法案にありまして、「六百円以上千三百円以下」というふうなことにさせていただきます。

次に、死刑の關係について御説明申し上げますが、現在死刑の執行によりまして補償は、現行法では百円以内で裁判所が相当と認める額の補償金を交付する。ただし、本人がなくなつたことによつて生じた積極、消極の財産上の損害が証明されました場合には、その証明された損失額に百万円をプラスした範囲内で裁判所が補償金額を定める、こういうことにされておるわけでございまして。ところで、この財産上の損失額が証明されました場合には、これを踏まえて、これに百万円をプラスして差し上げるというところから見ますと、この百万円という金額はいわゆる精神的な苦痛に対する慰謝料であるという性質を持つていふものと考えられるわけでございまして。さて、この金額はこれも御承知のとおり、この法律が制定されたときには五十万円でございますが、昭和三十九年、前回の改正におきまして百万円に引

き上げられたのでございます。その際の国会におきまして御審議の経過を見ましても、なぜ五十万円でないならばならないか、あるいはなぜ百万円に引き上げなければならないかという計数的な根拠は、率直に申し上げましてあまりなかったやうでございます。もっぱらこの程度が相当であろうという常識的な判断によって決定されたというふう

に考えられるのでございます。ところで、この百万円という額は、ただいま申し上げますように昭和三十九年に定められたものでございまして、今回の身体の拘束によりまして補償が引き上げられるということになりまして、死刑の執行によりまして補償の基準金額もまあ引き上げることが相当であろうと考えられるわけでございまして、最近のたとえは交通事故によりまして死亡を理由といたします損害賠償事件が各地で民事訴訟として起きておりますが、そんな事件におきまして慰謝料、精神的な苦痛に対する慰謝料の額がおおむね三百万円以下の程度で認められておるといふような点を勘案いたしまして、一応常識的に見まして三百万円とするのが相当であろうといふふうに考えたくてござい

ます。なお、そういう考慮の中には、たとえばいわゆる自賠法におきまして賠償金額が現在三百万円とされておるといふようなことも、考慮の中に入れておるわけでございまして、以上のような次第で、百万円を死刑の場合につきましては三百万円に引き上げるといふふうに考えたわけでござい

ます。○大竹委員 次に伺いたいと思ひますが、最近における身柄拘束事案で、無罪の確定した人員と補償請求をした人員とのそれぞれ数字はどんなふうになっておりますか。この資料の中にはちよつとあるようではございますが、無罪確定人員のほうはどうもはっきりしていないやうな気がするものでありますか。……

○伊藤説明員 ただいま御指摘の、最近におきま

す無罪確定人員、それからこのうちの刑事補償の請求をしました人員等を御説明申し上げます。昭和三十

昭和三十一年から昭和四十一年までの五年間、

最も新しい統計が四十一年まででございまして、この五年間をとってみますと、無罪の確定しました人員は、年度によりまして多少の異同はござい

ますが、おおむね一年間に四百人ないし五百人程度でござい

ます。これに對しまして補償を請求いたしました人員は、五年間の平均を見ますと、七十六人でござい

ます。したがういしまして、単に無罪の確定をした人員に對する補償請求をいたしました人員をパーセンテージで出してみますと、一七・二

％ということになっております。○大竹委員 この四百ないし五百というのは、無罪確定とい

は現在の法律では請求権がないわけでありまして、この四百ないし五百というの

は、補償の請求をすればし得る無罪という意味ですか。それとも全

ては無罪ですか。○佐藤最高裁判所長官代理者 たゞいまの御質問の無罪確定とい

う中では、身柄不拘束の者も含まれております。そこで、それは無罪確定人員の中

で未決の拘留、拘禁等身柄を拘束された上無罪になった者はどの

くらいあるかといふことになるとかと思ひますが、実態調査を一部いたした

ことに基づきまして推測いたしますと、拘束を受けていた人のパーセンテージは、二六、七

％程度と思ひます。したがういしまして、不拘束の方が多いといふこと

でござい

ます。それはなぜしないかという御疑問が当然出てくるかと思ひ

ます。この点についてはも付加して説明させていただきますが、これも実態調査

をしてみますと、心神喪失、責任無能力といふことで無罪になる被告

人も相当おられるわけでございます。これは本法の施行後、昭和四十二年

、昨年末までに調査いたしました私どもの知り得たところでは、

そういう責任能力といふことで無罪になつて補償請求された事例が三件

くらいにとどまりまして、お

千円になったときの改正以降の一人当たりの平均金額は十万六千五百二十三円、こうなりまして、一日当たりの平均金額は七百五十円でございまして、この一日当たりの補償金額でございまして、改正が行なわれまして昭和三十九年には七百円以下というものが過半数であったのでございまして、その後逐次年を重ねるに従いまして高額の支給ということに相なりまして、昭和四十二年において見ますと、その半数が最高額でございまして、千円にのみならず、千円の補償を受ける、こういう実情になっております。

○大竹委員 そういたしますと、今度は六百円から千三百円ということになって予算の請求その他もしておられると思うのですが、この積算の基礎はどういうようにしておられますか。

○佐藤最高裁判所長官代理者 これは従前の取り扱いを申し上げると、従前の支給実績というものに、事件が伸びる傾向がございすれば、その伸び率をかけるというようなことで事件数の割り出しをいたしまして、今回の増額の案、これは約四割アップということでございまして、それをかけまして予算額を出しているということでございます。それで額を申し上げますと、この案に對しますところの予算上の措置といたしましては、六百二十一万六千円ということに相なっております。

○大竹委員 次に、死刑のことに若干お聞きしたいのですが、まず第一に、この死刑の執行によって補償の適用された事例がいままであったのですか、ないのですか。

○伊藤説明員 現在まで全くございません。

○大竹委員 そういたしますと、これはあまり議論することとは実益のない問題だということにもなりかねないわけでありまして、まあ条文の上のことでございましてお聞きしたいと思ひますが、まず第四条三項のただし書きの中の「補償金の額は、その損失額に百万円を加算した額の範囲内とする。」こうなっておりますのであります。この範囲内とするということは、範囲内で裁

判所が適当と認める額を加算する、こういう意味に読んでよろしいのですか、どうですか。

○伊藤説明員 ただいま御指摘の刑事補償法第四条第三項をそのまま文意に即して読んでまいりますと、たとえば死刑の執行によって生じた財産上の損失額が五百万円であったと仮定いたしました。そういたしますと、現行法のもとでは、これに百万円を加算した六百万円の範囲内で裁判所が決定できる。すなわち一万円にも決定できるのではないかと、あるいは百万円にも決定できるのではないかと、そういう読み方が一応できるような形になっております。しかしながら、現に本人の死亡によって生じた財産上の損失額が証明されておるわけでございますので、法律の精神から申しまして、当然具体的な補償金額は、証明された損失額を下るわけにはまいらない、こういうふうな解釈すべきである。また、現にこのように解釈されておるわけでございます。すなわち、ただいまの例で申しますと、五百万円と六百万円の間に定めるべきだ、こういうふうな解釈されておるわけでございます。

○大竹委員 いや、私はそういう意味の質問ではないので、補償額はその損失額に百万円を加算した範囲内とする、こうなっているでしょう。これを決定するのは、裁判所がその範囲内で決定するという趣旨に解釈してよろしいかというのであります。

○伊藤説明員 そのとおりでございます。

○大竹委員 それではこの条文について多少お聞きしたいのであります。先ほどもちよつと御説明になったと思うのであります。最初の百万円についてはいわゆる慰謝料であつて、今度は三百万円になるわけでありまして、次の三百万円については財産上の損害である、こういうお話でございます。そういたしますと、精神上の損害だけということになると、いわゆる差異をつけるような、「以内」ということがある意味においておかしくなるのではないか。それから拘束の場合においては、いろいろな精神上の損害もあわせて具体的な

損害、または得べかりし利益の喪失とか、その他条文を見ますと、いわゆる民事法なんかの損害賠償の場合におけるあらゆる条件が入っているわけでありまして、死刑の場合においてはいわゆる慰謝料だ、こういう先ほども御説明があつたかと思ひますが、そういう先ほどと、これはもちろん民事上の裁判における慰謝料と範囲が同じ額ということとはあり得ないのであります。その標準というふうなものはどこに置かれますか。

○伊藤説明員 御指摘のように、拘禁についての補償の場合におきましては、第四条の第二項で裁判所が金額を定める場合にどういふことを考慮しるということがいろいろ書いてあります。それをみますと、当然の帰結として、この補償金については、財産上の損害も精神的な損害も、それらをひくくする定型的に一定金額を給付するということがわかるわけでございます。これに對しまして、死刑の執行におきます百万円、四条三項の本文の百万円あるは、ただし書きにおきます加算額の百万円、これらは、その次の第四項に、これをきめるときには、こういうことを裁判所は考慮し得るべきである、と書いてまいりますと、やはり慰謝料の性格が非常に強いものであるということが言われるわけでございます。

さて、それではどういふ標準で慰謝料的なその額をきめるかと申しますと、ただいま申しました第四項にございまして本人の年齢、健康状態、収入能力、その他の事情を考慮して定めることとされております。これらを考慮して裁判所が健全な常識をおきめになるものであろう、こうお答えせざるを得ないと思ひますが、現実の運用としては、かようなことはあつてはならないことと申しますが、不幸にしてございましてやうな場合には、おそらく最高額あるいはそれに近いところの額が決定されるのではないかと、かように思うわけでございます。

○大竹委員 それにいたしましたとしても、身柄拘束の場合には下限がきまつておられるわけでありまして、死刑については上限がきまつておられるわけですが、これについては何か特別な理由があらうか。

○伊藤説明員 ただいま申し上げましたように、死刑の場合の補償金は慰謝料的な性格を持っておりますので、したがって、一体どの程度の額が適当であるかというのをきめるのは、もともと非常に困難なものであるかと思ひます。けれども、結局、刑事補償制度の精神に立脚して、もつぱらこの程度が適当ではないかという常識的な判断によりまして、現行法で百万円、改正法は三百万円ということになるわけでございます。したがって、この金額に下限を設けるといふことは、一体的に、この金額に下限を設けるといふ基準は、きわめて明らかでございます。また、かりに下限を設けるといたしまして、かえつてそれが死刑の執行による慰謝料として、必要かつ相当な金額ではないかというふうな誤解も生じはしないかというところが危懼されるのでございます。そのような必要なおそれを避ける意味におきまして、下限を設けることは適当ではないか、かように考へておられるわけでございます。

○大竹委員 それではあわせてお聞きしておきたいのであります。これはもちろん法律ではございませぬけれども、いわゆる起訴前の被疑者の補償規定でありまして、これによりまして、たしか下限を設けてなくて、上限が千円以下ということになっておるのであります。いまの理論からいいますとそれが問題であることと、それからこれはやはり刑事補償法が改正になると同時に改正するべきものだと思ひますが、法務省としてそういうことを考へていらつしやるのかどうか、あわせてお聞きしたいのであります。

○伊藤説明員 御指摘のように、捜査の過程におきまして身柄を拘束されたが結局起訴に至らなかつた者の中で、罪を犯さなかつたと認めるに足る十分な事由がある者につきましては、法務大臣訓令によりまして被疑者補償というところを行なつておられるわけでございます。御指摘のとおり、現在一日につきまして千円以下の割合で補償金を交付

○大竹委員 それではあわせてお聞きしておきたいのであります。これはもちろん法律ではございませぬけれども、いわゆる起訴前の被疑者の補償規定でありまして、これによりまして、たしか下限を設けてなくて、上限が千円以下ということになっておるのであります。いまの理論からいいますとそれが問題であることと、それからこれはやはり刑事補償法が改正になると同時に改正するべきものだと思ひますが、法務省としてそういうことを考へていらつしやるのかどうか、あわせてお聞きしたいのであります。

○伊藤説明員 御指摘のように、捜査の過程におきまして身柄を拘束されたが結局起訴に至らなかつた者の中で、罪を犯さなかつたと認めるに足る十分な事由がある者につきましては、法務大臣訓令によりまして被疑者補償というところを行なつておられるわけでございます。御指摘のとおり、現在一日につきまして千円以下の割合で補償金を交付

○大竹委員 それではあわせてお聞きしておきたいのであります。これはもちろん法律ではございませぬけれども、いわゆる起訴前の被疑者の補償規定でありまして、これによりまして、たしか下限を設けてなくて、上限が千円以下ということになっておるのであります。いまの理論からいいますとそれが問題であることと、それからこれはやはり刑事補償法が改正になると同時に改正するべきものだと思ひますが、法務省としてそういうことを考へていらつしやるのかどうか、あわせてお聞きしたいのであります。

するということにいたしてありますが、この場合下限を切っておりませんのは、もともと被疑者補償につきましては、補償するかどうかということを検察官の裁量にゆだねまして、なるべく弾力性を考へておきますので、特にこの分につきましては下限を切り上げるという特別な必要はないのではないか。いわば検察官の健全な裁量によりまして円滑に運用していけばいいのではないかということ、下限が設けられておられないわけでございます。現実の運用をしてみても、昭和四十一年度におきまして、被疑者補償をいたしましたものを見ますと、一日当たり九百四十円という額で補償いたしております。また、昭和四十二年におきましてはすべて千円で補償をいたしておりますわけでございます。結果的ではございますが、適正な運用が額の点におきましてはされておるのではないかと思ひます。なお、今回御審議の結果、刑事補償における日額が千三百円を上限とするというふうに改められましたならば、これにならぬと、被疑者補償の規定も同時に上限を千三百円に引き上げたい、かように考へておる次第でございます。

○大竹委員 最後にお聞きしたいのでありますが、この間の参考人にもいろいろその点をお聞きしたのでありますし、また社会党のほうからもやがて改正案が国会に出されるかもしれないのであります。身柄を拘束しない者についても、金額その他の点は別問題として、何とか国家としてしかるべき補償の道を講ずべきではないかという意見があるわけがあります。これは弁護士会のほうでも考へていらっしゃるようでありまして、この間、参考人の弁護士の大野さんは積極的な御意見見だつたのですが、ほかの大学の先生方もある程度これに賛意を表されたことがあったやにお伺いしたわけでありまして、法務省といたしましては、これについていままで考へになつたことがあるか、また今回の社会党の意見、またはこの間の参考人の意見等を十分徴して、現在何かお考へに

なつておるかどうか、お聞きしたいと思ひます。○伊藤説明員 前回の三人の参考人の方の仰せになりましたことを私も伺つておたわけでありまして、現在問題になつておるものは、一般的な非拘禁者に対する補償、それから無罪になつた人に対する費用の補償という二つのことが問題になつておるようでございますが、私伺つておる以前、前者の点については必ずしも皆さん一致してこの時点でもやぶべきだということではなかつたと存じますが、後者の費用補償の点については、相当積極的な御意見が出ておたように伺つたわけでありまして、この際、私どもとして非拘禁者補償、さらには費用補償について考へておることを、御説明させていただきたいと思ひます。

先生御指摘の非拘禁者に対する補償、費用補償の問題につきましては、かねてから私も検討を行なつておるわけであります。その間最高裁の事務総局とも協議を重ねておるわけでありまして、しかしながら、非拘禁者補償一般につきましては、次のようないろいろな問題点があるわけでございます。その一つは、刑事訴訟法におきましては、被告人は有罪判決があるまで無罪の推定を受けるとされておるのでございまして、身体の拘束を受けている場合を別といたしますと、被告人が訴追されたことによつて特別の不利益をこうむらせないやうにするというたてまえが貫かれておるのでございまして、そこで、刑事手続によつて無罪の裁判を受けた者に対して、無罪の裁判を受けたというだけの理由で一律に補償を行なうということは、ただいま申します無罪の推定とどういう関係になるか、現行の刑事訴訟手続の基本的な考へ方とどういう関係になるかという理論的な問題を、まず慎重に検討、解決しなければならぬのではないかと思つております。

それから第二に、刑事補償は国に無過失責任を認めた特別の制度でございます。諸外国の立法例を見ても、刑事補償制度を設けている国自体もそれほど多くないのであります。制度を設けておるものも、そのほとんどが補償の範囲を身体

拘束に対する補償に限つております。一方、国内法を見てみましても、刑事補償は、国の公権力の行使によつて国民に損害を与えた場合の国家補償の一種であるというふうに考へられるわけでございますが、たとえば、国民の権利義務に重大な関係がございまして海難審判、あるいは特許の審判、さらには許認可の取り消し、こういった行政処分によつて国民に不当な損害をこうむらせました場合につきましても、直ちに国が損失を補償するたういふような制度が設けられておられないわけでございます。公務員に故意、過失がある場合に限りて国家賠償が認められておるわけでございます。これらの諸外国の立法実例の状況、あるいは国内における他の行政分野におけるバランス、こういうものを考へてみますと、起訴がおよそ適法に行なわれた事件につきまして、裁判の結果無罪になつたというだけの理由で、直ちに当該公務員の故意、過失を問題にしないで国が補償するということにいたしますのは、これらの場合に比して権衡を失つるおそれがないか。かりにこういった問題が解決されたとしたとしても、それじゃ身体の拘束を受けなかつた者に対する補償の範囲はどの程度にするのが適當かといううなことにございまして、相当慎重な検討を要するのではないかと考へておるわけでございます。

それから第三に、以上の基本的な問題を別にしましても、非拘禁者に対する刑事補償を認めるにつきましても、この補償の内容を定型化することが必要だと思はれるのでございます。ひとし無罪の裁判を受けました場合でも、たとえばきつめて軽微な犯罪で訴追された者と、相当重大な犯罪嫌疑で訴追された者、あるいは一回の審理で無罪になつた者、あるいは何回も審理を重ねてようやく無罪になつた者、こういういろいろなニュアンスがございまして、また被告人の年齢、境遇その他からも、いろいろなニュアンスが出てまいります。これらのすべてを満足させるような定型化した金額というものを考へていかなければならないわけでございます。それらも相当慎重

に検討しなければならぬのじゃないか。それから第四の問題としては、さらに刑事法の分野において補償を行なうことが一応適當なように思はれる結論が出たにいたしてしましても、はたして各種の国の諸施策、たとえば公害対策あるいは社会福祉上の諸施策、これらの進みぐあいがあるやうなつておるか、それとはたして立法しようとする補償の範囲がバランスがとれておるかどうか、こういったことは、十分慎重に政府全体として検討しなければならぬことじゃないかと存するわけでございます。もちろん財政当局と十分協議を遂げる必要があることは、申し上げるまでもないことでございます。

そういう各般の問題がございまして、一般論として、非拘禁者に対する補償につきましては、先ほど申しますように、最高裁の事務総局さらにはその他関係諸機関と連絡をとりながら、鋭意検討を進めてまいりたいと思つておるわけでございます。なお、費用補償の点について一言付加させていただきますと、各参考人が指摘しておられたように、現在刑事訴訟法の三百六十八条以下におきまして、検事だけが上訴をいたしました場合に上訴が棄却されたときには、上訴審において生じた費用を補償することとされておるやうです。その補償の範囲は、被告人であつた者あるいは弁護人であつた方が公判期日等に出頭するに要した旅費、日当、それと弁護人の報酬、これを刑事訴訟費用法の定めるところによつて補償するということにされております。この趣旨は、思ひますのに、下級審とはいひながら、第一審ですでに裁判の言い渡しがあつて、被告人はその裁判に承服して上訴をしておらないというのかかわらず、検察官だけが国家、公益の立場からその裁判を不当だということの上訴をした場合におきましては、被告人としては不本意ながらどうしても上訴審で防衛活動をせざるを得ない。しかもその上訴が理由がないということ棄却されたということになりますと、あるいは検察官が途中で上訴を取

り下げてしまったというような場合に過ぎません。被告にとりましては、検察官の上訴のために無用な費用の支出をしいられたということになりますので、国がこれを補償いたすのは、けだし公平の原則から当然のこととすることができると思うのでございます。しかしながら、およそ無罪になったすべての者に対して費用を補償するということは、ただいま申します上訴費用の補償という考え方をただ一段と推し進めただけだというふうに一応見えるようでございますけれども、よく見ますと、両者はその性格において相当異なっておるのではないかと、なお検討すべきものがあるのではないかと思われさせていただきます。すなわち、現在の刑訴三百六十八条の場合は、下級審とはいえ、すでに裁判所の裁判があった場合、検察官が上訴しなければ裁判がそのまま確定するというところを、検察官の上訴によって無用の出費を余儀なくされるという事情があるわけでございます。しかしながら、起訴された人が一審で無罪の裁判を受けてその裁判がそのまま確定した場合を考えますと、起訴自体は適法に行なわれており、かつ裁判所が身柄不拘束の状態で裁判を行なったという場合に、この費用を補償するということにつきましては、ただいまの上訴の場合と比べてやはり性格的に異なったものがある、やはり他の国全体の諸施策、これとのバランスを考えるべき分野になつてくるのではないかと、いろいろに考えられるのでございます。それが、先ほど申しましたが、一般の行政処分の場合に出頭するに費用を要する、あるいはいろいろな手続をするに費用を要したというような場合に、その補償をするのかしないのかという問題と同じレベルのことになるのではないかと、いろいろに考えられるのでございます。

ただ、かような点でございますけれども、やはり費用補償は、どちらかというとなり非拘禁者に対する補償よりは、国の各種の諸施策に対比いたしまして立法政策として考えます場合には、ややとりやすいものの一つではあるというふうに考えて

おりますので、この点につきましては、特に関係当局と連絡協議いたしまして、十分検討をさせていただきます。かように思っておるわけでございます。

○大竹委員 質問を終わります。

○永田委員長 次回は、明日、十九日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会



第一類第三号

法務委員会議録第二十二号

昭和四十三年四月十八日

昭和四十三年四月二十三日印刷

昭和四十三年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局